

第21号議案

神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の件
神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

神戸市中央卸売市場業務条例（昭和46年12月条例第42号）の一部を次のように改正する。

第45条第4項中「100分の108を乗じて得た価格」を「消費税及び地方消費税に相当する額を加えた価格」に改める。

第48条第2項第2号中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額」に改める。

第50条第3項中「物品の」を「物品について、」に、「及び卸売金額」を「卸売金額」に、「に数量を乗じて得た額」を「並びに当該卸売金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額」に改める。

第53条第1項第1号オ中「当該金額に100分の8を乗じて得た額」を「当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額」に改める。

別表第4卸売業者市場使用料の項から関連事業者市場使用料の項までを次のように改める。

卸売業者市場使用料	次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1) 卸売金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額に1,000分の3を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を乗じて得た額
仲卸業者市場使用料	次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1) 第46条第2項第1号の許可又は同項第2号イ若しくは第3号イの承認を受けて仲卸業者が買入れた生鮮食料品等の売上金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。）に1,000分の3を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を乗じて得た額

<p>関連事業者市場使用料</p>	<p>次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1) 関連事業者（市長が定めるものに限る。）が市場施設を使用することにより得た売上金額（消費税及び地方消費税に相当する額を除いたものをいう。）に1,000分の3を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を乗じて得た額</p>
-------------------	---

別表第4卸売業者売場使用料の項中「835円」を「850円」に改め、同表卸売業者低温売場使用料の項中「1,166円」を「1,188円」に改め、同表仲卸業者売場使用料の項中「2,072円」を「2,110円」に改め、同表関連事業所使用料の項及び事務所使用料の項中「2,097円」を「2,136円」に改め、同表会議室使用料の項中「7,340円」を「7,476円」に改め、同表倉庫使用料の項中「1,554円」を「1,583円」に改め、同表発酵室使用料の項中「1,259円」を「1,282円」に改め、同表屋上屋外使用料の項中「282円」を「287円」に改め、同表農水産物加工場使用料の項中「2,215円」を「2,256円」に改め、同表買荷保管所兼積込所使用料の項中「693円」を「706円」に改め、同表特設駐車場使用料の項中「778円」を「792円」に改め、同表通過貨物揚卸場使用料の項中「636円」を「648円」に改め、同表冷蔵庫棟使用料の項中「879万3,257円」を「895万6,095円」に改め、同表冷蔵庫使用料の項中「3,670円」を「3,738円」に改め、同表井水設備使用料の項中「10万8,772円」を「11万786円」に改め、同表保冷库使用料の項中「1,684円」を「1,715円」に改め、同表部分肉加工処理室使用料の項中「2,202円」を「2,243円」に改める。

附 則

この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

理 由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市中央卸売市場業務条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(卸売をした物品を買い受けた者の明示及び引取り)

第45条 略

2, 3 略

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（物品の単価（せり売若しくは入札又は相対取引に係る価格をいう。以下同じ。）に100分の108を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）が当該物品の引取りを怠つた仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額を当該引取りを怠つた仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。

(売買取引の差止め等)

第48条 略

2 市長は、卸売業者、仲卸業者又は売買参加者に、次の各号のいずれかに該当する行為があると認めるときは、売買を差し止めることができる。

(1) 略

(2) 買受代金（仲卸業者又は売買参加者が卸売業者から買い受けた物品の単価に100分の108を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の支払を怠つたとき。

(卸売予定数量等の報告)

第50条 略

2 略

3 卸売業者は、前月中に卸売をした物品の産地

消費税及び地方消費税に

相当する額を加えた価格

消費税及び

地方消費税に相当する額を加えた額

物品につい

別の数量及び卸売金額（卸売価格に係る金額をいう。以下同じ。）に数量を乗じて得た額を市長に報告しなければならない。

（仕切り及び送金）

第53条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、当該卸売をした日の翌日（第43条第1項の承認を受けた受託契約約款で特別の定めをしたときはその期日、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約があるときはその特約の期日）までに、次に掲げる事項を記載した売買仕切書及び第3号に規定する売買仕切金を委託者に送付しなければならない。

(1) 当該卸売をした物品（食肉部の卸売業者にあつては、第40条第1項の規定により委託を受けた場合における原皮、内臓等を含む。）に係る次に掲げる事項（当該委託者の責めに帰すべき理由により第58条ただし書の規定による卸売代金（卸売価格に係る代金をいう。以下同じ。）の変更をした物品については、ウ及びオに掲げる事項）

ア～エ 略

オ 単価に数量を乗じて得た金額及び当該金額に100分の8を乗じて得た額

(2), (3) 略

2 略

別表第4（第60条関係）

種別	使用料
卸売業者市場 使用料	卸売金額の1,000分の3

て、卸売金額

並びに当該卸売金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額

当該金

額の消費税及び地方消費税に相当する額

卸売業者市場 使用料	次の(1)及び(2)に掲げる額の合計額 (1) 卸売金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額
---------------	--

仲卸業者市場 使用料	第46条第2項第1号の許可又は同 項第2号イ若しくは第3号イの承 認を受けて買い入れた生鮮食料品 等の売上金額（消費税及び地方消 費税に相当する額を含む。以下同 じ。）の1,000分の3
関連事業者市 場使用料	売上金額の1,000分の3（市長の 定める関連事業者に限る。）
卸売業者売場 使用料	1平方メートル1月につき 835円
卸売業者低温 売場使用料	1平方メートル1月につき 1,166円
仲卸業者売場 使用料	1平方メートル1月につき 2,072円

	に1,000分の3を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を 乗じて得た額
仲卸業者市場 使用料	次の(1)及び(2)に掲げる額の合 計額 (1) 第46条第2項第1号の許可又 は同項第2号イ若しくは第3号 イの承認を受けて仲卸業者が買 い入れた生鮮食料品等の売上金 額（消費税及び地方消費税に相 当する額を除いたものをい う。）に1,000分の3を乗じて得 た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を 乗じて得た額
関連事業者市 場使用料	次の(1)及び(2)に掲げる額の合 計額 (1) 関連事業者（市長が定めるも のに限る。）が市場施設を使用 することにより得た売上金額 （消費税及び地方消費税に相当 する額を除いたものをいう。） に1,000分の3を乗じて得た額 (2) (1)に掲げる額に100分の10を 乗じて得た額
	850円
	1,188円
	2,110円

関連事業所用料	1平方メートル1月につき 2,097円
事務所使用料	1平方メートル1月につき 2,097円
会議室使用料	1室1日につき 7,340円
倉庫使用料	1平方メートル1月につき 1,554円
発酵室使用料	1平方メートル1月につき 1,259円
屋上屋外使用料	1平方メートル1月につき 282円
農水産物加工場使用料	1平方メートル1月につき 2,215円
買荷保管所兼積込所使用料	1平方メートル1月につき 693円
特設駐車場使用料	1平方メートル1月につき 778円
通過貨物揚卸場使用料	1トンにつき 636円
冷蔵庫棟使用料	1月につき 879万3,257円
冷蔵庫使用料	1平方メートル1月につき 3,670円
井水設備使用料	1月につき 10万8,772円
保冷库使用料	1平方メートル1月につき 1,684円
部分肉加工処理室使用料	1平方メートル1月につき 2,202円

備考 略

	2,136円
	2,136円
	7,476円
	1,583円
	1,282円
	287円
	2,256円
	706円
	792円
	648円
	895万6,095円
	3,738円
	11万786円
	1,715円
	2,243円